

大阪体育大学 トライアスロン部 部則

○第1章 総 則

(名称)

第1条 当部は大阪体育大学トライアスロン部（以下、『当部』と称する）と称する。

(目的)

第2条 当部はトライアスロン競技を通じて、競技力や身体的能力の向上を図り、将来的に社会に貢献できる人材を育成し、精神力やその他総合的な能力の向上に努めることを目的とする。

(活動)

第3条 当部は上記の目的を達成するため、以下の活動を行う。

1. 西日本学生トライアスロン選手権大会、日本学生トライアスロン選手権大会、日本学生スプリントトライアスロン選手権大会に原則として参加する。
2. 1週間に原則として4回以上の活動を行う。
3. その他、部長の承認を得た活動を実施する。

○第2章 組 織

(組織)

第4条 当部は大阪体育大学に在籍し、学友会により任命された部長並びに、部長の許可を得た学生で構成される。

(部籍の異動)

第5条 部員の入部及び退部に関する事項は次のとおりとする。

1. 入部は大阪体育大学の学生に限る。
2. 入部希望者は入部届を提出し、部長の承認を得て許可される。
3. 学年途中に入部する場合も、第5条2項同様に入部届と部長の承認を得て許可される。
4. 退部する際は、退部届を部長に提出し受理されたものが退部できる。
5. 当部への再入部は原則として認めない。
6. 休部は原則として認めないが、やむを得ない事情がある場合は部長および監督の許可を得て認められる場合もある。
7. 競技の卒部時期は、4年次の日本学生スプリントトライアスロン選手権大会（10月下旬）終了時以降とする。

(権利及び義務)

第6条 部員は第2条で定める目的達成に向けて平等の権利を有し、以下の義務を負う。

1. 相互の協力のもとに、学生スポーツ精神に基づき、目的達成に努める。
2. 当部則に従う。
3. 大阪体育大学学生の本分をわきまえつつ、当部の定める練習と活動には原則として参加する。

○第3章 幹部

(幹部)

第7条 当部には以下の幹部を置く。

部 長：1名
監 督：1名
主 将：1名
主 務：2名
副 務：2名
学 連：若干名
会 計：2名
広 報：2名
各パート長：1名

また、必要に応じて部長および監督がコーチを置くことができる。異なる役職であれば、適切な範囲で重複しても構わない。

(幹部の任務)

第8条 各幹部の任務は次の通りである。

部 長：当部を総括し、当部の代表とする。
監 督：当部全体を統括し、当部の指導代表とする。
主 将：部員を統括し、学生を代表する。
主 務：学友会と連携し、伝達任務を遂行する。各種届け出や申請を行う。
副 務：活動予定表の作成と幹部会での書記を担当する。
学 連：学連員として任務を遂行する。
会 計：部費の徴収と管理、決算報告書の作成と提出を行う。
広 報：各種 SNS の管理や部員の勧誘、日々の練習や試合状況の広報を行う。
各パート長：各パートの練習メニューを決定し遂行する。

(任命)

第9条 各幹部の任命と解散は以下の通りである。

1. 部長および監督は、学友会会則に基づき任命・解任される。
2. 幹部は総会で選出され、部長の了承を得て任命される。
3. 幹部の任期は日本学生スプリントトライアスロン選手権大会終了後から次年度の同大会までの1年間とし、再任は妨げない。

○第4章 機関

(機関)

第10条 当部を運営するために以下の機関を置く。

1. 総会
2. 幹部会

3. その他必要な機関

(総会)

第11条

1. 総会は、通常総会および臨時総会とし、部員および第4条に定められた部長、監督、コーチによって構成される。
2. 通常総会は、4月と10月の2回開催する。
3. 臨時総会は、次の各号の1つに該当する場合に開催する。
 - (1) 部長が必要と認めたとき。
 - (2) 幹部を選出するとき。
 - (3) 構成員の3分の1以上から、召集の請求があったとき。
4. 総会は当部の最高決議機関とし、以下の審議事項を扱う。
 - (1) 年間事業計画案および収支予算案、部費案の承認。
 - (2) 年間事業報告案および収支決算案の承認。
 - (3) 部則の改廃案の承認。
 - (4) その他の必要事項。
5. 総会は、部員の3分の2以上が出席することで成立する。
6. 総会の議長は、部長が幹部の中から任命する。
7. 総会の議事は、出席した部員の過半数の賛成をもって決する。

(幹部会)

第12条

1. 幹部会の構成員は幹部および部長、監督、コーチとする。
2. 幹部会は、定例とし、その他次の各号の1つに該当する場合に開催する。
 - (1) 部長が必要と認めたとき。
 - (2) 構成員の3分の1以上から、召集の請求があったとき。
3. 幹部会の議長は部長が幹部の中から任命する。
4. 幹部会は、次の事項を審議する。
 - (1) 月間事業計画案の作成。
 - (2) 年間事業計画案および収支予算案、部費案の作成。
 - (3) 年間事業報告案および収支決算案の作成。
 - (4) 部則の改廃案の作成。
 - (5) 細則、運営マニュアル案の作成。
 - (6) その他、幹部会で検討が必要とされる事項。
5. 総会の議事は、出席した部員の過半数の賛成をもって決する。

○第5章 会計

(経費)

第13条 当部の経費は部費、大学や学友会からの活動支援金、臨時費、その他の収入で賄う。

(会計年度及び予算決算)

第14条 当部の会計年度、予算、決算は以下の通りとする。

1. 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
2. 予算は前年度の決算結果から判断する。
3. 決算は年度末に部長の了承を得て、大学側に提出する。

(部費)

第15条 部費の徴収に関する規定は以下の通りである。

1. 部費の金額は前年度の決算結果から適切に判断する。
2. 部費は徴収期限内に会計幹部に支払い、領収証の受け取りを持って納入とする。
3. 部費は年2回、前期（5月から10月）と後期（11月から翌年4月）分として、半期分をまとめて徴収する。
4. 徴収期間は前期5月1日から同月20日まで、後期10月1日から同月20日までとする。
5. 新入部員は入部の翌月分から徴収する。中途入部の場合は、前期が8月以降、後期が2月以降の入部の場合、半期分の半額に減額する。
6. 会計幹部の督促が行われた上で部費を3か月以上滞納した場合、幹部会での審議の上、部長の承認を得て、その者を退部処分にできるものとする。
7. 部費納入後の返還は、いかなる理由があっても行わないものとする。

○第6章 懲戒・その他

(処分事由)

第16条 第2条に定める目的の遂行と第6条に定める部員の平等の権利を保護する目的で以下に該当する部員を次条に従って処分できる。

1. 正当な事由なく、遅刻、早退、無断欠席を重ねたとき。
2. 暴力、暴言、脅迫、差別的言動、いじめその他これらに類似する行為を行ったとき。
3. 未成年飲酒、未成年喫煙等の素行不良により当部の秩序・風紀を著しく乱したとき。
4. 刑事事件等、刑事法規に反する行為を行ったとき。
5. 日本アンチ・ドーピング規程が定める禁止薬物の使用、八百長行為その他スポーツマンシップに反する行動を行ったとき。
6. 当部または部員等の名誉を毀損または信用を失墜させる行為を行ったとき。
7. その他、第2条に定める目的の遂行を阻害する行為を行ったとき。

(処分手続・処分内容)

第17条 第16条に定められた処分事由に該当した部員に対して、事実関係の調査と幹部会での審議の後、部長の承認を得て以下の処分のいずれかを与えることができる。

1. 訓戒 厳重注意
2. 活動停止 一定期間当部での活動の全部または一部の禁止
3. 退部 当部からの退部

(刑事裁判との関係)

第18条 処分の対象となる行為について、その対象となる者が刑事裁判、競技団体による処分その他の当部以外の処分を受けたときまたは受けようとするときであっても、当部は、同一案件について、適宜に、その処分事由に該当した者を処分することができる。

(処分の通知・弁明・不服申し立て)

第19条 当部は、処分事由に該当する恐れがあるとして処分手続の対象となる部員に対し、予め処分対象行為を示した上で口頭または書面による弁明の機会を付与しなければならない。

1. 部員に対する処分を決定した場合には、当該部員に対し、書面により処分決定を通知する。
2. 当部から処分を受けた部員は、スポーツ局に対して不服申立（処分通知後7日以内）をすることができる。

(その他)

第20条 当部則および細則に定めのない事項については、部長・監督とその他幹部で協議して決する。

附則 当部則は、令和6年12月12日から施行する。